

近畿運輸局 自動車交通部長

「法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」の  
細部取扱について

「法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について（平成14年1月18日付け近運旅二公示第9号）」の細部取扱いは下記による。

記

1. 許可

(2) 営業所

②について

- ・ 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

③について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めるとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

(3) 事業用自動車

- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契

約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。

#### (4) 最低車両数

##### ①について

- ・ 10両または5両若しくは③の最低車両数については、通常のタクシー・ハイヤー事業を実施する上で適切と認められる事業規模の基準であることから、当該最低車両数の算定においては、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないこととする。

#### (5) 自動車車庫

##### ①について

- ・ 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われぬおそれが高いことから認めないこととする（遠隔点呼が行われる場合を除く。）。
- ・ 運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。
- ・ 遠隔点呼機器の設置を条件に、営業所から2キロメートルを超える車庫の設置を認める場合、事業計画の認可後、事業者は「遠隔点呼の実施に係る届出書」を提出する必要があることに留意すること。また、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」（平成3年6月25日）に基づき、保管場所として認めた車庫の所在地等について、当該自動車の使用の本拠を管轄する都道府県公安委員会に通知することとする。

##### ④について

- ・ (2) ②に同じ。

##### ⑤について

- ・ (2) ③に同じ。

##### ⑥について

- ・ 整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。

##### ⑦について

- ・ 道路幅員証明書を求め確認することとする。ただし、前面道路が出入りに支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

④について

- ・ (2) ②に同じ。

⑤について

- ・ (2) ③に同じ。

(7) 管理運営体制

①について

- ・ 専従する役員のうち1名は、(10) ①の法令試験に合格した者であることとする。

②について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものとする。
- ・ 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。

③について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令システムを有するものとする。

④について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。

⑦について

- ・ 別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。

⑨について

- ・ グループ企業に整備管理者を外委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

⑩について

- ・ 運輸規則第3条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

## (9) 資金計画

### ①～②について

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- ・ 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとする。
- ・ 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。
- ・ 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・ その他道路運送法施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

## (10) 法令遵守

### ①について

- ・ 必要な法令の知識については、専従の役員1名が近畿運輸局等が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

### ②について

- ・ 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険／保険関係成立届(写)」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

### ③について

- ・ 本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすおそれが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象とすることとしたものであり、法第7条の趣旨を維持するために設けるものである。
- ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。

### (11) 損害賠償能力

契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認するものとする。

### (12) 適用

#### ②について

- ・ 需給調整規制の廃止に伴い、従来、需給調整規制の対象外として認めてきたハイヤー及びジャンボタクシーは、一般の利用が可能な車両を用いて行う事業であり、特殊事業には該当しないものとする。

## 2. 事業計画の変更の認可等

### (1) ～ (3) について

- ・ 1. (1) ～ (9)・(11) ～ (13) の定めるところに準じる審査は、以下のとおり行うものとする。
  - (a) 営業区域の拡大に係る申請については、事業の許可申請と同等の申請とみなし、1. (1) ～ (9)・(11)・(12) について十分な審査を行う。
  - (b) 自動車車庫の新設若しくは位置の変更又は收容能力の拡大に係る申請においては1. (2) ④・(4)・(5) について、また、收容能力の縮小に係る申請においては1. (4)・(5) について、それぞれ十分な審査を行う。
  - (c) 自動車車庫の收容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係る申請においては、1. (2) ④・(4)・(5) について十分な審査を行う。
  - (d) 営業所の廃止に係る申請においては、1. (1) ②・(5) ①について十分な審査を行う。
  - (e) 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内のすべての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであることを確認することとする。
- ・ 事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（收容能力の拡大を伴うものに限る。）、自動車車庫の收容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更及び收容能力の拡大に係るものとする。この場合において(2)の適用の対象となる他営業区域における処分の範囲等は別に定めるところによる。
- ・ ただし、経過措置として、平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）に係る1. (4)・(5) ①・(7) ②・(12)の基準については、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (a) 同日現在で基準を満たしていなかった営業所（その後基準を満たしたものを除く。）については、1. (4)は適用しない。

(b) 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫（その後基準を満たしたものを除く。）については、1. (5) ①は適用しない。

(c) 1. (7) ②「法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合」には、「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成12年5月26日法律第86号)附則第6条の規定に基づき改正前の道路運送法第23条第1項の規定の例により運行管理者を選任する場合」を含むものとする。

(d) 1. (12) については、同日現在で基準を満たしていなかった者（その後基準を満たした者を除く。）の拡大前の営業区域内の車両に限り、当分の間は適用しない。

- ・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日（行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日）をもって判断するものとする。
- ・ 「自らの責に帰する重大事故のうち、特に社会的に影響の大きい事故」の判断については、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告書の提出、報道等により直ちに監査を行ったものをもって判断するものとする。

### 3. 事業の譲渡譲受の認可

(1) について

- ・ 上記2. のただし書きに規定する経過措置（(a)を除く。）を準用するものとする。

### 4. 合併、分割又は相続の認可

(1) について

- ・ 上記2. のただし書きに規定する経過措置を準用するものとする。

(3) について

- ・ 労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出を求めることとする。

### 8. 挙証等

上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

## 1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備考
(イ) 車両費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分のリース料)	(2月分のリース料)	
(ロ) 土地費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ハ) 建物費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ニ) 機械器具 及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ) 運転資金		/	
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計			(左欄と同額)
(ヘ) 保険料等		/	
自賠償保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト) その他創 業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			



※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

## 2. 資金の調達方法

### (1) 法人の場合

項目	既存法人	設立法人	出資者名	出資金額
資本金				
剰余金等				
増資資本金				
合計				

  

項目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(自己資金額)	

### (2) 個人の場合

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在預貯金額
合計 (自己資金額)			